

住民税申告・確定申告時の持物

- ・申告書(事前に届いている方)・印鑑(ゴム印以外。認印可)
- ・個人番号カード、または通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認書類(確定申告の場合は写しの提出が必要)
- ・令和2年中の収入を証明するもの(源泉徴収票、収支内訳書等)
- ・前年分の確定申告書の控え
- ・所得税等の還付の場合は、金融機関の通帳など口座番号のわかるもの

各控除を受ける場合

- ・控除証明書(国民年金保険料、生命保険料、地震保険料)
- ・医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書(領収書の添付により控除を適用する経過措置は終了しました。領収書はご自宅ですら5年間の保管義務があります)
- ・社会保険料などの領収書
- ・寄付金証明書
- ・身体障害者手帳や愛の手帳・障害者控除対象者認定書
- ・配偶者の所得が明らかになる資料

青梅税務署からのお知らせ

確定申告は所得税(国税)の申告です

令和2年分の確定申告書の提出と納税の期間は次のとおりです。

所得税・復興特別所得税

期間 2月16日(火)～3月15日(月)

※還付申告書は2月15日(月)以前でも提出できます。

個人事業者の消費税および地方消費税

期間 1月4日(月)～3月31日(水)

青梅税務署での受付・相談

開設期間 2月16日(火)～3月15日(月)

(土日、祝日を除く)

受付時間 午前8時30分～午後4時

(提出は午後5時まで)

相談時間 午前9時～午後5時

・申告会場の入場には「入場整理券」が必要ですが、なお、入場整理券の配布状況に応じて受付を早めに締め切る場合があります。また、入場整理券は、当日、会場で配布するほか、「ZINアプリ」で事前に入手することが可能です。「ZINアプリ」での事前発行では、国税庁「ZIN公式アカウント」を「友だち追加」していただくことで、日時指定の入場整理券の入手が可能です。

・2月1日(月)～3月15日(月)の間は、青梅税務署の駐車場は使用できません(身体障害者用車両は除く)。河辺駅北口のイオンスタイル河辺の駐車場が公共

交通機関をご利用ください。

・土日、祝日の申告受付は行っておりません。2月21日(日)と2月28日(日)に限り立川税務署で申告書の作成・提出を受け付けます。

主な税制改正について

令和2年分確定申告より以下の控除が改正または創設されていますのでご注意ください。

改正 青色申告特別控除、寡婦(夫)控除及び基礎控除、給与所得控除及び公的年金等控除

創設 ひとり親控除、所得金額等調整控除

国税庁ホームページの活用

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、所得税・復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告や青色申告決算書などが作成できます。作成した申告書などは、プリントアウトして「書面」で提出することができるほか、e-Tax(マイナンバーカード方式又はID・パスワード方式)を利用して送信(提出)することもできます。また、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書の用紙などは、国税庁ホームページからダウンロードできます。

災害を受けた場合の税務手続等について

災害により被害を受けた場合には、申告期限の延長や納税の猶予など、申告・納税等に係る手続等がありますので、状況が落ち着きましたら税務署へご相談ください。

にせ税理士・にせ税理士法人にご注意ください!
税理士でないのに、税理士業務を行っている、いわゆるにせ税理士に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、後々まで税務上のトラブルの原因となるおそれがありますので、ご注意ください。

町・都民税申告に関すること
税務課住民税係 ☎042(588)4105
所得税、確定申告に関すること
青梅税務署 ☎0428(22)3185

保険・年金

介護保険の利用者負担額や保険料などは、所得税・住民税の申告の際に、所得税の対象となる場合があります。

障害者控除

次の要件すべてに該当し、一定の基準を満たしている方へ「障害者控除対象者認定書」を発行します(申請が必要です)。

- 65歳以上の方
- 要介護(1～5)認定されている方
- 障害者手帳を交付されていない方
- 本認定を申請する方、もしくはその方を扶養している方が課税されている

※住所の特例の方は申請受付窓口が保険

特に記載のない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)です。申込の記載がない場合は直接会場へ。費用の記載が無い場合は無料です。

介護保険と申告



者(他区市町村)となる場合があります。
寝たきりの方のおむつ代の医療費控除

傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりであり、医師の治療を受けている方のおむつ代は、医師による治療を受けるための直接必要な費用として、医療費控除の対象となります。

○申告には医師の発行した「おむつ使用認定証」とおむつ代の領収証が必要です。
2年目以降で、介護認定されている方は、主治医意見書の内容を確認し、町より「主治医意見書の確認書」を発行します(申請が必要です)

居宅サービス・施設サービスの 対価の医療費控除

介護サービスの利用者負担金は、医療費控除の対象となります。医療費控除の対象となるサービスや医療費控除となる金額にご不明な点がある場合は、税務課 住民税係 ☎042(588)4105にお問い合わせてください。

※高額介護サービス費などにより補てんされた分は差し引いて計算する必要があります。

社会保険料控除について

介護保険料は健康保険や年金と同様に社会保険料控除の対象です。

特別徴収の方

日本年金機構などから送られる源泉徴収票で確認してください。

普通徴収の方

税務課納税係 ☎042(588)4107にお問い合わせてください。※申告できる方は実際に保険料を納めた方です。

問 いきいき健康課 介護保険係
☎042(588)5410

年金相談会を開催します

年金の専門家(社会保険労務士)による予約制の個別相談です。年金について気になることや不安なことなど、お気軽にご相談ください。

日時 1月28日(木)午前9時～午後4時
(正午～午後1時は除く)

※相談時間は、おおむね30分以内
場所 役場1階 町民談話室
持物 相談に関する書類など
申込 町民課 保険年金係へ電話
問 町民課 保険年金係 ☎042(588)4110



国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

本制度は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除される制度です。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方も含みます)。

産前産後期間の免除は、「保険料を免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。また、産前産後期間の保険料を前納している場合は、全額還付(返金)されます。

・出産予定日の6カ月前から届け出ができません。

対象者 国民年金第1号被保険者(出産日が平成31年2月1日以降に限る)
手続きに必要なもの

- ・年金手帳またはマイナンバーがわかるもの
- ・母子手帳
- ・本人確認書類(例:運転免許証等)

申請先 日の出町役場または青梅年金事務所
問 町民課 保険年金係 ☎042(588)4110

年金生活者支援給付金制度に 便乗した詐欺にご注意ください



年金生活者支援給付金制度に便乗し、厚生労働省、日本年金機構または市区町村の職員を名乗る者から、「年金生活者支援給付金の振込口座が使えないため、新しい口座番号、暗証番号、マイナンバーを教えてください」という不審な電話がかかってきた事例が報告されています。

厚生労働省および日本年金機構では、電話でお客様の口座番号、暗証番号、マイナンバー等をお聞きすることはありません。このような電話があっても、口座

番号等の個人情報をお知らせすることのないようご注意ください。

ご不明な点等ございましたら、お近くの年金事務所にお問い合わせてください。

問 青梅年金事務所

☎0428(30)3410

催し



日の出町 ひのぢちゃん

第1回ポッツヤひのぢちゃんカップ開催!

日時 2月14日(日) 午前9時～正午

場所 やまびこホール

対象 チームメンバー全員が日の出町在住・在学・在勤のいずれかに該当する3名からなるチーム(詳細は開催要項参照)
定員 6チーム(先着順)

持物 室内用運動靴・タオル・飲物

※駐車場の数に限りがあるため、なるべく徒歩または公共交通機関等でお願いたします。

申込 参加申込書に必要事項を明記して窓口・FAX 042(597)6698・☒bunka@town.hinode.tokyo.jpで申込▼開催要

項、申込書は町ホームページからダウンロード可。文化スポーツ課窓口でも配布しています。

申込受付期間 1月4日(月)～22日(金)

運営協力 日の出町スポーツ推進委員会

問 文化スポーツ課 スポーツ振興係

☎042(588)5806